

内共第 10 号第五種共同漁業権 遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、角館漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第 10 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、いわな、やまめ、うぐい、かじか、やつめ、をいう。以下同じ）の採捕、（以下「遊漁」という）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3. 漁協は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第 13 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第 13 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4. 遊漁者は、直ちに第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により漁協ないし取扱所に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 角館漁業協同組合第五種共同漁業権内に於いての漁具、漁法による遊漁は、魚種により手釣り・竿釣り・がら掛け・やす突き・手づかみ以外の遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ遊漁をしてはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区 域	オ 期 間
あ ゆ 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	7/1～10/31
	が ら 掛 け	な し	釣専用区以外の区域	8/15～10/31
や ま め 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	4/1～9/20

い わ な 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	4/1~9/20
う ぐ い 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	1/1~12/31
	や す 突 き	な し	釣専用区以外の区域	8/15~翌年 4/30
か じ か 漁 業	竿 釣	な し	全 区 域	5/1~12/31
	や す 突 き	な し	全 区 域	5/1~12/31
や つ め 漁 業	や す 突 き	な し	全 区 域	1/1~12/31
	手 づ か み	な し	全 区 域	1/1~12/31

(釣り船用区とは、鵜ノ崎堰より下流玉川の合流点及び大威徳橋より下流桧木内川の合流点までとする。)

※その他

(1) 保護区域の設定について。

イ 鵜ノ崎堰(碓用水頭首工)から上流 20m、下流 30mは竿釣以外の漁獲を禁止する。

ロ 鵜ノ崎堰(碓用水頭首工)から下流、玉川合流点迄の区間は 7 月 1 日より 9 月 20 日まで竿釣以外の漁獲を禁止する。

ハ かじかの繁殖保護区として、次のとおり設定する。

① 場所：桧木内川各堰下流 30mの区域内でのかじかの遊漁を禁止する。(ただし、中学生以下を除く。)

② 期間：1/1~12/31

ニ やつめ漁については、遡上及び繁殖が未だ確認されず、全区間での漁獲を禁止する。

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
夏瀬ダム下流端から大尻高堰堤堤体中央より 下流 90mまでの玉川本流	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(全長制限)

第 6 条 左の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
や ま め	15 センチメートル

い わ な	15センチメートル
か じ か	4センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。但し第2項の場合において遊漁者が小中高生及び肢体不自由者（身体障害者手帳3級以上）のときは無料とし、次項但し書きに規定する方法により納付する場合は800円を加算する額とする。

手釣、竿釣、がら掛け、やす突き、手づかみによる遊漁料の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
やまめ・いわな うぐい	手釣・竿釣	日釣 1,400 円	年間釣 8,000 円
あゆ	手釣・竿釣・がら 掛け	日釣 1,800 円	年間釣 9,000 円
全魚種	手釣・竿釣	日釣 2,100 円	年間釣 10,000 円
うぐい・かじか やつめ	やす突き 手づかみ	年間 4,200 円	

2. 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

遊 漁 料 納 入 場 所		
住 所	取扱い所	電 話
仙北市角館町北野 62-2	角館漁業協同組合	0187-55-4877
// 西木町桧木内字吉田 93-1-1	門脇鮮魚店	0187-48-2230
// 田沢湖角館東前郷字太田地内	佐藤オトリ販売所	0187-44-3299
// 角館町小勝田間野地内	森オトリ販売所	090-2600-5491
// 田沢湖小松字二枚橋 5-1	ローソン神代店	0187-44-2359
// 角館町下菅沢 220-3	ローソン角館岩瀬店	0187-55-1107
上記以外のほか、漁協がウェブサイトにて公表する遊漁券取扱い所。		

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 漁協は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2. 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産物を同表中欄の漁具、漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当りの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号～第25号まで（ただし、第13号、第22号を除く）

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料（1年）
渓流魚 (やまめ、いわな等)	手釣・竿釣	15,000円

2. 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

- (1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会事務所（北秋田市新田目字大野 50-1）
- (2) 角館漁業協同組合事務所（仙北市角館町北野 62-2）

3. 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。

- 2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4. 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域
桧木内川鶴ノ崎橋から下流内川橋(角館町西野川原)に至る区域

5. 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和 24 年 法律 第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第 12 条 漁協は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（外来魚の再放流の禁止）

第 13 条 採捕された外来魚（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は、再放流（リリース）してはならない。

附 則

この規則は令和 6 年 1 月 1 日より施行する。